

特許権	判決年月日	平成31年2月28日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	平成30年(行ケ)第10064号		
○ 発明の名称を「核酸分解処理装置」とする発明についての特許に係る特許無効審判請求を不成立とした審決について、相違点の容易想到性の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例				

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 無効2017-800004号, 特許第5463378号

### 判 決 要 旨

- 1 本件は、原告が、発明の名称を「核酸分解処理装置」とする発明に係る被告の特許について特許無効審判を請求したところ、特許庁が、原告主張の無効理由はいずれも理由がないとして、請求不成立審決をしたため、その取消しを求めた事案である。
- 2 本判決は、甲1(特開2010-51692号公報)を主引例とし、甲2(国際公開第01/026697号の再公表公報)を副引例とする進歩性欠如の無効理由は理由がないとした本件審決の判断について、要旨次のとおり判断し、本件発明と甲1記載の発明(以下「甲1発明」という。)との相違点の容易想到性の判断に誤りがあるとして、本件審決を取り消した。
  - (1) 本件審決は、本件発明の「庫内差圧検出手段」は、「滅菌タンク内がタンク外よりも陰圧であることを検出する庫内差圧検出手段」とであると限定解釈し、甲2には、陽圧を維持するように制御することが記載されているから、甲1発明に甲2に記載された発明を適用しても、相違点2に係る本件発明の「庫内差圧検出手段」の構成を当業者が容易に想到することができたということとはできない旨判断した。
  - (2) しかしながら、①特許請求の範囲の記載によれば、本件発明の「核酸分解処理装置」は、「暴露部」の「ガス濃度情報」及び「庫内差圧情報」を基に、「生成ガス量」及び「バイオガスの排気量」を制御し、「暴露部」の「庫内ガス濃度」及び「庫内差圧」の両者を一定にする制御を行うものと理解できるところ、特許請求の範囲には、「庫内差圧検出手段」及び「排気量制御手段」の具体的な構造や装置構成について規定した記載はなく、「暴露部」の「庫内差圧」をいかなる数値又は数値範囲で一定にするのかについて規定した記載もないこと、②本件明細書には、「本発明」の実施形態として、制御部により暴露部の庫内差圧を陰圧の数値範囲に制御することが開示されているが、他方で、

「本発明の要旨を逸脱しない範囲」であれば、「本発明」の実施形態が上記実施形態に限定されるものではないことの開示があるところ、「庫内差圧検出手段」及び「排気量制御手段」を特定の構造や装置構成のものに限定する記載はなく、「暴露部」の「庫内差圧を一定にする」にいう「一定」の数値範囲を定義した記載もないこと、③特許請求の範囲の記載及び本件明細書の記載によれば、本件発明は、フィードバック制御により暴露部の暴露空間内の温度、湿度、「庫内ガス濃度」及び「庫内差圧」の定量的制御を行うことにより、検体の種類に対応した短時間で高効能を発揮する条件を定義することができるようにしたことにより技術的意義があると認められるところ、かかる技術的意義に照らすと、「庫内差圧」を陰圧の数値範囲に制御する必然性は見だし難く、本件明細書全体をみても、「庫内差圧」を陰圧の数値範囲に制御することによって、陽圧の数値範囲に制御することと比して有利な効果を生じるなどの技術的意義があることについての記載も示唆もないことに鑑みると、本件発明の「庫内差圧検出手段」の検出の対象となる「庫内差圧」は、暴露部の暴露空間内の圧力と暴露空間外の圧力との差圧であれば、特定の数値範囲のものに限定されるものではなく、陰圧の数値範囲のものに限定されるものでもないと解すべきである。

そうすると、甲1及び甲2に接した当業者は、甲1発明において安定した濃度の滅菌ガスを発生させるとともに、十分に保証可能な殺菌効果を得るために、甲2記載の被殺菌空間内のホルムアルデヒドガス濃度、湿度、温度をそれぞれ所定の値に制御し、かつ、被殺菌空間の室圧を一定に保つための構成を適用する動機づけがあるものと認められる。

以上によれば、当業者は、甲1及び甲2に基づいて、甲1発明に甲2記載の構成を適用して相違点2に係る本件発明の構成を容易に想到することができたものと認められる。

- (3) したがって、相違点2は当業者が容易に想到し得たものではないとして、甲1を主引例とする進歩性欠如の無効理由は理由がないとした本件審決の判断は、誤りである。